

## 第8章 事後調査及び環境監視

予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施中及び供用開始後において事後調査を行うものとする。

また、事後調査とは別途、環境監視を実施するものとする。